

工業用水道事業 需要拡大策について

1. 趣旨

経済情勢や産業構造の変化に伴う水需要の減少傾向の中、工業用水道事業の健全経営維持のため、新規需要開拓・需要拡大を目指し、優遇制度を導入する

2. 新制度の概要

(1) 基本料金の軽減

新規受水および増量の場合、基本料金の2分の1を3年間減免

- ・新規受水企業：新規契約する基本水量が 100m³ 以上の場合の基本水量分
- ・既存受水企業：増量後の基本水量が 100m³ 以上の場合の増量分

(2) 配管工事費負担制度

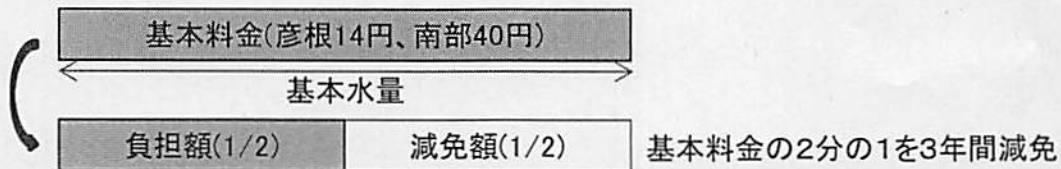
新規受水の場合、基本水量に応じて配管工事費の一部を企業庁が負担

- ・3年間の基本料金の2分の1相当額を上限に助成

基本水量 1 m³ あたりの負担限度額 彦根 7,600 円 南部 : 21,900 円

3. 新制度のしくみ

◆ 基本料金の軽減



◆ 新規契約の場合の水道料金と初期投資費用の軽減額 (3年間の合計概算額)

	彦根			南部		
契約水量(m ³ /日)の例	100m ³	300m ³	500m ³	100m ³	300m ³	500m ³
基本料金減免額	77万円	230万円	383万円	219万円	657万円	1,095万円
配管工事費助成額	76万円	228万円	380万円	219万円	657万円	1,095万円
軽減額合計	153万円	458万円	763万円	438万円	1,314万円	2,190万円

*配管工事費助成は新規契約する基本水量が 100m³ 以上かつ企業庁施工の場合に限る
(但し 500m³ を上限とする)

*配管工事費助成 平成 28 年度当初予算計上額 1,000 万円

◆ 水道料金軽減と配管工事費の助成を合わせて 基本料金 3 年分の実質無料化

4. 運用開始

平成 28 年 4 月 1 日